

農業委員・農地利用最適化推進委員 募集要項		
定 数	農業委員	19人
	農地利用最適化推進委員	29人（地区毎に定数があります。）
任 期 (共 通)	令和9年8月1日から令和12年7月31日まで（3年間）	
主 な 業 務	農業委員	・農地の権利移動、農地転用等に係る総会(毎月)及び現地調査会等(毎月)の会議に出席 ・違反転用への対応 ・農地利用の最適化の推進活動（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）等に係る現地調査及び指導業務
	農地利用最適化推進委員	・現地調査会等(毎月)へ出席 ・担当地区内の農地利用の最適化活動（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）等に係る現地調査及び業務推進
報 酬	農業委員	月額34,400円
	農地利用最適化推進委員	月額30,000円
身 分 (共 通)	非常勤特別職	
応募資格 (共 通)	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができ、次の各号のいずれにも該当するものとします。 （１）市内に住所を有する方（ただし、農業委員会が特に認める場合にあっては、この限りではありません。） （２）市が設置するほかの附属機関等の委員でない方（ただし、当該附属機関等において兼務が禁止されていない方は、この限りではありません。） （３）次の各号のいずれにも該当しない方 ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方 イ 禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの方 ウ 暴力団員と密接な関係を有する方	
応募方法 (共 通)	（１）農業者等からの推薦 （２）団体等からの推薦 （３）一般募集 ※指定の様式に必要書類を添えて、農林課、農業委員会事務局又は各総合支所へ提出してください。 ※指定の様式は、農林課、農業委員会事務局及び各総合支所で用意しています。（市のホームページにも掲載しています。）	
応募受付 期 間	令和8年10月1日（木）～令和8年11月16日（月） ※ただし、応募が定数に満たない場合は、募集期間を延長します。（市のホームページでお知らせします。）	
応募状況 の公表	受付期間中及び期間終了後、ホームページで公表します。	

選任の方法	農業委員	市長は、雲仙市農業委員候補者評価委員会により候補者の選考を求め、候補者を決定し、雲仙市議会の同意を得て、任命します。 《選任にあたっての必須要件》 ・委員の過半数は認定農業者が占めること。 ・農業者以外の者で、中立な立場で公平な判断をすることができる者が含まれること。 ・女性や青年を積極的に登用し、年齢や性別等に著しい偏りが生じないように配慮します。
	農地利用最適化推進委員	農業委員会が農地利用最適化推進委員の候補者の選考を行い、農地利用最適化推進委員を決定し、委嘱します。

農地利用最適化推進委員の地区毎の定数

地区名	担当区域	地区別定数
国見町	多比良（甲、乙、丙、丁、戊） 土黒（甲、乙、丙、丁、戊、己、庚） 神代（甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛）	6人
瑞穂町	西郷（甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛） 伊福（甲、乙） 古部（甲、乙）	4人
吾妻町	守山（本村名、木場名、平江名、古城名、田之平名、大木場名） 山田（牛口名、馬場名、栗林名、布江名、川床名、永中名、阿母名）	5人
愛野町	甲、乙	2人
千々石町	甲、乙、丙、丁、戊、己、庚	4人
小浜町	富津、北野、北本町、南本町、北木指、南木指、雲仙、金浜、木場、大亀、山畑、飛子	5人
南串山町	甲、乙、丙	3人
計		29人